はい、できます!!
「マイナ保険証」解除

【速報】東京高齢期運動連絡会
2024年11月12日(火)版
tokyo.koureiki@gmail.com
豊島区南大塚3−1−12
生方ビル4階
03−5956−8781

まだまだ今の保険証は使えます

「マイナンバーカードに健康保険を紐づけしてしまっても解除できますよ」とみんなに知らせましょう。

※現在の保険証は有効期限まで普通に使えます。

12月2日以降も、現在手元にある健康保険証は、2025年12月1日より有効期限が短いものはその有効期限まで、もっと長いものや期限のないものは2025年12月1日まで、後期高齢者は7月末まで、今まで通りに使えます。手元にある保険証は絶対に廃棄しないでください。(＊12月2日以降に引っ越しや転職、退職などの変化があれば、その時点でそれまでの保険証は使えなくなります。)

有効期限が切れる前に、**資格確認書**が自動的に送られて来ます。資格確認書は、保険証と同じように自動更新され、それだけで医療機関を受診できます。

※マイナ保険証を紐づけた人には資格書は来ません。(*例外別記)

マイナ保険証の紐づけをした人には、原則として資格確認書は来ません。「**資格情報のおしらせ**」という紙が来ますが、**資格確認書**と違い、マイナンバーカードと一緒に出さないと、それだけで医療機関を受診することはできません。

*施設入所の場合など必要な方には、解除を行わなくても申請すれば、資格確認書が発行されます。

※マイナ保険証紐づけは解除できます、

マイナ保険証の登録をした人も、解除できるようになりました。

① 保険証を発行している窓口で、解除の申請用紙をもらいます。(国民健康保険や後期高齢者は区市町村役所、土建国保は支部事務所等々)
② 用紙に記入して、本人確認書類(マイナンバーカード等)を持って窓口に提出します。
③ 郵送でも書類請求や解除申請ができます。

- 東久留米市はオンライン申請もできます。
- システム準備に時間がかかり、受付開始が遅れる保険や地域(市区町村など)もあります。
- 保険によって、申請の仕方が違ったりするので、詳しくは、ホームページで確認したり、問いあわせたりしましょう。
- 保険(市区町村など)ごとの解除の仕方がかかるホームページへのリンクを全国保険医団体連合会が作ってくれました。アクセスしましょう。
  URL は https://x.gd/mynukaijo

※ポイント返せなんて言われません。

ちょっと心配した方もご安心ください。解除しても「ポイント返せ」なんて言われません。

※解除に期限はありません。保険証を使いながらあわてずに解除を。

12月2日までに解除しなくても大丈夫、解除に期限はありません。しかし、解除申請してから、処理完了まで1か月以上かかる場合もあるので、保険証の有効期限を見て、ゆとりをもって申請しましょう。解除すれば、保険証の有効期限前に資格確認書が送られてくるようになります。

※世論と運動で健康保険証を残そう!!

保険証が残ればすべて問題は解決です。署名145万、200越える自治体決議、11/7には日比谷野外音楽堂で「保険証残せの集会」が成功。大きな運動で保険証廃止を断念させるまで政府を追い詰めましょう。

引用・コピー・増し刷り自由、どうぞご活用ください。